

御所 I C 工業団地広告掲載業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和 6 年 4 月 2 5 日

奈良県産業部長  
森本 壮一

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 御所 I C 工業団地広告掲載業務
- (2) 業務内容 「仕様書」に示す業務の内容のとおり
- (3) 業務量の目安 7,964,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）を限度とします。
- (4) 契約期間 令和 6 年 9 月 13 日（金）  
但し、令和 6 年 8 月 31 日（土）までに仕様書 1（5）に記載するビジネス雑誌へのカラー記事広告掲載を行うこと。
- (5) 連絡先、提出先等  
担当所属：奈良県産業部産業創造課（県庁本庁舎 6 階）  
所在地：〒630-8501  
奈良市登大路町 30 番地  
電 話：0742-27-8819  
FAX：0742-27-4473

### 2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出の日から契約の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）「Q5 広告・イベント業務」に参加表明書提出時（令和 6 年 5 月 1 4 日（火）まで）に登録資格を有する者であること。
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去 5 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 公告及び仕様書の交付

##### ア 交付期間

令和 6 年 4 月 25 日（木）から令和 6 年 5 月 14 日（火）まで

##### イ 交付方法

奈良県産業部産業創造課ホームページからダウンロードしてください。

また、1 の (5) の連絡先、提出先等の担当所属において交付します。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/1663.htm>

#### (2) 質問の受付及び回答

- ア 提出方法 質問がある場合は、FAX（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。
- イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等のFAXに提出してください。
- ウ 受付期間 令和6年5月7日（火）午後5時まで  
ただし、受付は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、県の休日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日をいいます。）を除きます。
- エ 回答 令和6年5月10日（金）に次の奈良県ホームページに掲載します。  
ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/1663.htm>

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時（必着）
- イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等の担当所属
- ウ 提出物 参加表明書（次の様式及び添付資料）  
様式1 参加表明書  
様式2-1 企業の元請実績  
様式2-2 業務履行証明書（必要な場合のみ）
- エ 提出方法 持参又は書留郵便  
書留郵便の場合は、封筒の表に＜業務名＞及び「参加表明書在中」と朱書きしてください。

オ 提出部数 1部

(4) 技術提案書提出者の選出及び通知

- ア 選定について  
提出された参加表明書に基づき、別紙「御所IC工業団地広告掲載業務に係る審査基準」のうち、「業務実績」について審査し、上位5社程度を選定します。
- イ 通知について  
参加表明書を提出した者に対して、アにより選定された場合は、「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。  
また、アにより選定されなかった場合は、「非選定通知書」を通知します。「非選定通知書」には、選定しなかった理由を記載します。
- ウ 非選定理由の説明申請について  
非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(5) 技術提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年5月21日（火）午後5時（必着）
- イ 提出先 1の(5)の連絡先、提出先等の担当所属
- ウ 提出物 ・技術提案書（次の様式及び添付資料）  
様式3 技術提案書  
様式4 業務の実施方針  
様式5-1 評価テーマ1に関する技術提案  
様式5-2 評価テーマ2に関する技術提案  
様式5-3 評価テーマ3に関する技術提案  
・参考見積  
「仕様書」の全ての業務（技術提案書の内容を含みます。）に要

する費用について記載してください。

参考見積（押印）：1部

エ 提出方法 持参又は書留郵便

書留郵便の場合は、提出期限日に必着とします。

また、封筒の表に<業務名>及び「技術提案書在中」と朱書きしてください。

オ 提出部数 技術提案書（様式3）：1部

業務の実施方針（様式4）：7部【原本1部・コピー6部】

評価テーマ1に関する技術提案（様式5-1）：

7部【原本1部・コピー6部】

評価テーマ2に関する技術提案（様式5-2）：

7部【原本1部・コピー6部】

評価テーマ3に関する技術提案（様式5-3）：

7部【原本1部・コピー6部】

※コピー6部については、提案者を判読できるような記載を削除してください。

#### (6) ヒアリング

技術提案書についてのヒアリングを実施します。次のアからエまでの内容で実施を予定していますが、詳細については、技術提案書の提出者に対して個別に通知します。

ア 日時 令和6年5月下旬（予定）

イ 場所 奈良県庁本庁舎（予定）

ウ 出席者 業務担当予定者を含み3人以内

エ ヒアリング時間（予定） プレゼンテーション（15分）、質疑応答（10分）

#### (7) 受託業者の特定

ア 特定方法について

提出された参加表明書、技術提案書、参考見積及びヒアリングを基に、「御所 I C 工業団地広告掲載業務に係る審査基準」（合計100点）に基づき審査会により審査し、最優秀提案者を受託業者として特定します。ただし、総得点が一定基準（60点）に満たない場合は、受託業者としません。

イ 通知について

技術提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった場合は「非特定通知書」により通知します。

ウ 非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除きます。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

#### 4. 契約の相手方を特定するための評価基準

「御所 I C 工業団地広告掲載業務に係る審査基準」のとおり。

#### 5. 参加表明書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 参加表明書の表紙は、様式1により作成してください。

### (3) 企業の元請実績

平成31年4月1日から令和6年3月31日までに完了した、本業務と同種（デザイン作成を含む、雑誌、新聞への広告掲載業務をいう。）・同規模（契約金額が1の(3)で示す業務量の目安の100分の70以上のものをいう。）の元請実績（国、地方公共団体が発注したものを。）を有している場合は、その実績について様式2-1により下記①及び②に留意して提出してください。

① 様式2-1に記載する項目の内容が確認できる業務計画書の写し・契約書の写し等、実績が明確に判断できる資料を添付してください。

② ①によることができない場合は、様式2-2を提出して下さい。様式2-2については、様式内で指定する1～4の事項について確認できるものであれば、様式は任意で可とします。

また、同種・同規模の実績であると審査により認められた元請実績については、5件を最大として評価するものとします。（6件以上提出可）

また、全ての添付資料のサイズはA4以上とし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は、最終のもの）を提出してください（文字等が判読困難である場合又は実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります）。

## 6. 技術提案書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書の表紙は、様式3により作成してください。

(3) 様式4、様式5-1、様式5-2及び様式5-3について、A4縦長片面に記載してください。なお、文字は10.5ポイント以上とし、図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。

また、(4)及び(5)の規定による各様式の枚数の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は、評価の対象となりません。

各様式に記載する際には、「御所IC工業団地広告掲載業務に係る審査基準」ごとに設定された記載欄に提案内容を記載してください。記載欄と提案内容が整合しない場合は、評価の対象となりません。

なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定することができます（各様式の枚数の制限の範囲内に限ります。）が、記載された提案内容がどの記載欄に記載された者か明確に確認できない場合は、評価の対象となりません。

### (4) 業務の実施方針

業務の実施方針（業務理解度）、実施手順、実施体制について様式4に記載してください。枚数はA4（片面）2枚以内とします。

### (5) 評価テーマ

「御所IC工業団地広告掲載業務に係る審査基準」に記載されている評価テーマに関する技術提案について、評価テーマ1を様式5-1に、評価テーマ2を様式5-2に、評価テーマ3を様式5-3に記載してください。

なお、様式5-1、様式5-2及び様式5-3の枚数については、様式下部に記載している注意書きに従ってください。それぞれの評価テーマに関する技術提案を他の様式に記載しても、評価の対象となりません。

(6) 参考見積について

提出された参考見積について、1の(3)で示す業務量の目安の限度額を超えている場合又は仕様書に記載されている業務内容に対応する見積項目が不足している場合には、受託業者として特定しません。

(7) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(8) その他

ア 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期間内であっても、部分的な差替え及び追加は認めません。

また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

ウ 提出された技術提案書の記載内容によっては、奈良県から内容の確認、追加資料の提出を求める場合があります。

エ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

オ 提出された技術提案書が適正でない場合（未記載及び技術提案等の内容が技術提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は、無効となります。

カ プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の作成や業務内で検討し、決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。

なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、無効となる場合があります。

キ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

ク 提出された技術提案書について、この公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は、無効となる場合があります。

7. その他

(1) 契約の締結

「3の(7) 受託業者の特定」により特定した最優秀提案者と契約を締結します。

ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

(3) 仕様書及び特定された事業者の技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(4) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続を行ってください。

(5) 提案者が2者に達しない場合の取扱い

2に掲げる参加資格の要件を満たしていれば審議を継続することとし、審査会により事業者の技術提案書等を総合的に判断することとします。ただし、受託業者とするためには、総得点が60点以上で、かつ、審査会の合議により認められることを必要とし、これを満たさない場合は、受託業者としません。

(6) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ この契約に係る下請契約等に当たって、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるとき。